

湯沢版 MaaS オペレーション業務 プロポーザル募集要領

本業務は、新潟県、湯沢町、湯沢町観光協会から構成される「(仮称) 湯沢版 MaaS 推進協議会」が委託者となる予定です。また、湯沢版 MaaS 調査事業業務受託事業者であるエヌシーイー・ドーコン共同事業体がプロポーザルを実施します。

1 業務の概要

(1) 業務名

湯沢版 MaaS オペレーション業務

【湯沢版 MaaS とは】

- ・ワーケーションやビジネス目的の来訪者、地域住民等の利用を前提として、利便性の高い移動サービスの提供を軸に、アクティビティなど、それぞれの移動需要に合ったサービスも組み合わせながら、一体的にサービスを提供し、生活環境の充実や地域活性化に資する取組を指す。

※必ずしも MaaS アプリケーションの導入を指すものではない。

(2) 目的

新型コロナウイルスの感染拡大により、社会経済活動やライフスタイルの変化が見られる中、新潟県の活性化に向け、市町村、民間事業者と連携して取り組む地域活性化リーディングプロジェクトの一環として、新潟県湯沢町において、地域住民や来訪者（首都圏等からのワーケーションやビジネス目的来訪者、観光客等）等の利便性向上に資する、地域公共交通を軸にした新たな生活環境整備（湯沢版 MaaS）の令和 3 年度の社会実験に合わせた MaaS 施策の運営・オペレーションを行う。

(3) 業務内容

別紙「湯沢版 MaaS オペレーション業務 仕様書」のとおり

(4) 委託期間

契約締結の日から令和 3 年 12 月 24 日(金)まで

2 見積限度額

計 9,000,000 円（消費税及び地方消費税含む）

※国庫補助事業の採択の有無等により、事業費を変更する場合がありますので、ご承知おきください。

3 スケジュール

プロポーザル募集公示	3月26日（金）
質問締切	3月31日（水）
質問に対する回答	4月2日（金）
参加申込み締切	4月6日（火）
参加資格の審査・確認結果通知	4月9日（金）
企画提案書の提出期限	4月16日（金）
審査委員会・ヒアリング	4月21日（水）（仮）
委託事業者決定、契約締結	4月下旬又は5月上旬

4 資格要件

次に掲げる条件を全て満たす者とします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 国税及び地方税等を滞納していないこと。
- (3) 新潟県及び湯沢町の指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定がないこと。
- (5) 次のいずれかに該当する者が含まれていないこと。
 - ア 破産者で復権を得ない者
 - イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項、第2項に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者

5 質疑応答

募集要領及び仕様書について不明な点がある場合は、以下の方法により質問してください。なお、電話や来訪による口頭での質問や期限を過ぎた質問は受け付けませんのでご了承ください。

(1) 質問方法

別紙様式1「湯沢版 MaaS オペレーション業務プロポーザルに関する質問票」による

(2) 提出期限

令和3年3月31日（水）午後5時

(3) 提出先

下記 13 問合せ先（担当係）

(4) 提出方法

郵送、FAX 又は電子メールのいずれかによることとします。

※ 別途電話により提出した旨を連絡してください。

※ 電子メールで提出する際は、件名を「湯沢版 MaaS オペレーション業務
プロポーザルに関する質問」としてください。

(5) 回答方法

令和 3 年 4 月 2 日（金）までにエヌシーイー株式会社ホームページに掲載し
ます。

なお、質問に対する回答は、募集要領及び仕様書等の追加又は修正とみなし
ます。

6 参加申込及び提案資格の確認結果の通知

本プロポーザルに参加を希望する場合は、次のとおり参加申込書を提出願
います。

(1) 提出書類

別紙様式 2 「湯沢版 MaaS オペレーション業務プロポーザル参加申込書」

(2) 提出部数

各 1 部

(3) 提出期限

令和 3 年 4 月 6 日（火）午後 5 時（必着）

(4) 提出先

下記 13 問合せ先（担当係）

(5) 提出方法

持参又は郵送

※ 郵送の場合、別途電話により提出した旨を連絡してください。

※ 持参の場合の受付時間は、平日の午前 9 時から午後 5 時
までとします。

(6) 参加資格の審査

参加申込書を提出した者全員に対し審査を行い、結果を書面により通知します。

7 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

ア) 企画提案書（任意様式）

仕様書を踏まえ、以下の①～④について、企画提案書を作成願います。

なお、このプロポーザルは、「湯沢版 MaaS オペレーション業務」における具
体的な取組方法等について提案を求めるものであり、本業務の具体的な内容や
成果品の一部（図面等）の作成、提出を求めるものではありません。具体的な
業務は、契約後、委託者と協議しながら行うこととします。

① 実施体制

本業務の実施体制及び委託者からの指示・質問や打合依頼等への対応体制について記載してください。

② 実績

本業務の実施に当たり、有用となると判断される業務の実績について、会社及び担当予定者に分けて記載してください。

③ 実施内容

仕様書や令和3年度社会実験案等を踏まえ、地域住民や来訪者（首都圏等からのワーケーションやビジネス目的来訪者、観光客等）等の移動利便性を高め、生活環境の充実や地域活性化を図るための湯沢版 MaaS のオペレーションに向けた現時点の考えを具体的に記載してください。また、持続可能な MaaS 展開に向けた考えも記載してください。

④ スケジュール

別紙2の社会実験実施予定期間を踏まえ全体スケジュール及び進行管理について記載してください。

イ) 見積書（任意様式）

見積の総額及び内訳について作成し、代表者印を押印してください。

(2) 提出期限 令和3年4月16日（金）午後5時【必着】

(3) 提出部数 8部（正本1部、副本7部）

(4) 提出先 下記13 問合せ先（担当係）

(5) 提出方法 持参又は郵送

(6) その他

ア 参加者は、1つの提案しか行うことができないこととします。

イ 提出期限以降の企画提案書の差替え又は再提出は認めないこととします。

8 ヒアリングの実施

本プロポーザルの審査は、湯沢版 MaaS オペレーション業務プロポーザル審査委員会が実施します。審査委員会は、提案者から企画提案についてヒアリングを実施します。

(1) 実施日

令和3年4月21日（水）（仮）

※時間、会場等の詳細については、別途通知します。

(2) ヒアリング方法

提案者が審査委員に対し自己の企画内容について説明した後、審査委員から質疑を行います。ただし、審査委員会が、本プロポーザルに参加を表明した

者が多数であると認める場合は、提出された書類による一次審査を行い、あらかじめヒアリングを求める者を選定した上で実施します。

なお、一次審査の有無及びヒアリングの時間・会場等の詳細は、本プロポーザルの参加者に別途通知します。

9 審査要領

(1) 審査方法

(2)に定める審査基準に基づき、審査委員会が提出された提案書及びヒアリングの結果に基づき審査し、最も優れた提案を行った者と次点の者を決定します。

(2) 審査基準

項目	審査基準	配点
業務遂行能力	本業務の円滑な遂行のための 実施体制や委託者からの指示・質問や打合依頼等への対応体制等が整っているか。	10 点
	本業務の実施に当たり、有用となると判断される業務の実績があるか。	20 点
企画の有効性	・ 本業務の背景や目的を理解しているか。 ・ 業務全体について、企画力と実効性を有した提案がなされているか。 ・ 本業務の趣旨を理解し、当該地域の特性・実情を踏まえた具体的な提案がなされているか。	50 点
プレゼンテーション	企画提案書の内容、プレゼンテーションの内容全般にわたり、内容が分かりやすく的確で説得力があるか。また、質問に対する応答が的確か。	10 点
見積書	見積金額が妥当な額であり、かつ 提案内容との整合性がとれているか(金額の多寡は評価の対象としない)。	10 点

10 審査結果の通知

審査結果については、提案者それぞれに文書で通知します。

11 契約の締結

委託者は、審査委員会が最も優れた提案を行った者であると決定した者と委託契約の締結交渉を行い、別途定める予定価格の範囲内で契約を締結します。ただし、その者が地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定のいずれかに該当することとなった場合、契約の締結を行わないことがあります。

また、最も優れた提案を行った者と協議が整わない場合に当たっては、次点者と協議の上、契約を締結する場合があります。

(1) 委託契約期間

契約締結日から令和 3 年 12 月 24 日(金)まで

(2) 契約に当たっての留意事項

ア 契約の締結に際しては、別紙様式 3「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出してください。

イ 契約に当たっては、委託候補者の企画提案の内容をそのまま採用することを約束するものではなく、詳細について企画提案書を基に双方が協議の上、決定します。

ウ 委託費の支払については、原則として精算払とします。

エ 委託業務の全部を第三者に再委託することはできません。

1 2 その他の留意事項

(1) 提案書作成、提出、ヒアリング参加等に要する経費は提出者の負担とします。

(2) 提出された企画提案については、提案を行った者に無断で使用しません。

(3) 提案書等の審査を行う際、必要な範囲において参加を表明した者に通知することなく複製を作成することがあります。

(4) 提出された申込書、提案書等は返却しません。

(5) 申込の提出後に申込みを辞退する場合は、別紙様式 4「湯沢版 MaaS オペレーション業務プロポーザル参加辞退書」を提出してください。

(6) 次のいずれかに該当する者が行った提案は失格とします。

ア 本募集要領に適合しない書類を作成し、提出した者

イ 記載すべき事項の全部または一部を記載せず、または書類に虚偽を記載し、これを提出した者

ウ ヒアリングに参加しなかった者

1 3 問合せ先（担当係）

〒950-0954 新潟市中央区美咲町 1 丁目 7 番 25 号

エヌシーイー株式会社「湯沢版 MaaS オペレーション業務」公募係

(湯沢版 MaaS 調査事業業務受託事業者)

担当：高橋・木村

電話番号 025-285-8540 FAX 番号 025-285-3531

E-mail yuzawamaas@nceinc.co.jp